変更前

借主は、株式会社かんそうしん(以下「保証会社」という)の保証に基づき、株式会社富山第一銀行(以下「銀行」という)と「教育カードローン」を取引するについて次の条項を約定いたします(以下「本規定」という)。

【追加】

第1条(取引の開設等)

1. この契約によるカードローン取引(以下「この取引」という)は、銀行の本支店のうち、以下取扱店のみで開設するものとします。

【省略】

第<u>2</u>条(取引の方法・規定の準用) 【省略】

2. この取引は、ローンカードを使用して現金自動預入 払出機(以下「ATM」という)による貸越金の出 金、届出印および払戻請求書の提示による貸越金 の出金、第6条による利息支払および第7条による 返済によるものとし、小切手、手形の振出しまたは引 き受けは行いません。

【省略】

第3条(資金使途・退学等通知義務)

第4条(貸越極度額)

【省略】

3.この取引に対して第6条による利息支払が遅延した

変更後

借主は、株式会社かんそうしん(以下「保証会社」という)の保証に基づき、株式会社富山第一銀行(以下「銀行」という)と「教育カードローン」を取引するについて次の条項を約定いたします(以下「本規定」という)。

第1条(契約の成立)

- 1. 本契約は借主からの申込を銀行が審査のうえ承諾 し、カードローンの開設手続が銀行にて完了した時点 を契約日として成立するものとします。
- 2. 契約日の通知は、借主へ個別には行いません。契約日の確認が必要な場合は、借主より銀行へ照会するものとします。
- 3. 契約日より 1 ヶ月経過した時点でカードが届かない場合やお受取りいただけない場合、銀行は借主からの了解および通知することなしに本契約を不成立とし契約解除の手続きを行うこととします。
- 4. この契約による個別の借入契約は、銀行から金銭が交付されたときに、個別に成立するものとします。

第2条(取引の開設等)

1. この契約によるカードローン取引(以下「この取引」という)は、銀行の本支店のうち、

当店(以下「取扱店」という)のみで開設するものとします。

【省略】

第3条 (取引の方法・規定の準用)

【省略】

2. この取引は、ローンカードを使用して現金自動預入 払出機(以下「ATM」という)による貸越金の出金、届出印および払戻請求書の提示による貸越金の出金、第7条による利息支払および第8条による返済によるものとし、小切手、手形の振出しまたは引き受けは行いません。

【省略】

第4条(資金使途・退学等通知義務)

第5条(貸越極度額)

【省略】

3.この取引に対して第7条による利息支払が遅延した

場合は、前各項の極度額にかかわらず銀行の定める 日をもってこの取引による新たな借入れはできないも のとします。

【省略】

第5条(取引期限等)

【省略】

2.契約期限が到来した場合は次のとおりとします。

【省略】

②借主は契約期限の日までにこの取引による<u>債務全額の返済を行うか、または証書貸付に切り替えるものとし、切り替え後は</u>この取引は当然に解約されたものとします。

【省略】

④借主はローンカードを銀行に返却します。

第<u>6</u>条(貸越金利息および損害金) 第7条(返済)

第8条(自動引落し)

1.第6条による利息の支払いは、返済用預金口座から預金通帳および払戻請求書によらず、自動引き落としの方法により行います。ただし返済用預金口座の残高が利息支払額(損害金の支払いが必要な場合にはそれを加えたもの)に満たない場合、その一部の返済にあてる取扱いは行わないものとします。

【省略】

第9条 (利率の変更)

【省略】

2. 第 1 項により借入利率を変更するほか、銀行の短期プライムレートの廃止、その他相当の事由が生じた場合には、銀行の短期プライムレートに代え、一般に相当と認められる利率を基準金利とすることとします。

場合は、前各項の極度額にかかわらず銀行の定める 日をもってこの取引による新たな借入れはできないも のとします。

【省略】

第6条(契約期限)

【省略】

2. <u>前項の</u>契約期限が到来した場合は次のとおりとします。

【省略】

②借主は契約期限の日までにこの取引による<u>債務全額</u>について、返済を行うか、または証書貸付に切り替えた上で同証書貸付に基づく借入金をローン口座に直接入金することにより本取引による残債務の返済にあてるものとし、これにより本取引による債務全額の返済が行われた時点でこの取引は当然に解約されたものとします。

【省略】

④借主はローンカードを銀行に返却<u>または銀行が認める</u> 方法により専用カードを破棄するものとします。

第7条(貸越金利息および損害金)

第8条(返済)

第9条(自動引落し)

1.第 6 条に定める契約期限の到来に伴う残債務の返済、ならびに第7条による利息の支払いは、返済用預金口座から預金通帳および払戻請求書によらず、自動引き落としの方法により行います。ただし、第7条による利息の支払いについては、返済用預金口座の残高が利息支払額(損害金の支払いが必要な場合にはそれを加えたもの)に満たない場合、その一部の返済にあてる取扱いは行わないものとします。

【省略】

第10条 (利率の変更)

【省略】

2. 第 1 項により借入利率を変更するほか、銀行の短期プライムレートの廃止、その他相当の事由が生じた場合には、銀行の短期プライムレートに代え、一般に相当と認められる利率を基準金利とすることに同意し

【省略】

第10条 (期限前の全額返済義務)

- 1.借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合 には、借主はこの契約による債務全額について期限 の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返 済するものとします。
 - ① 第6条に定める貸越金利息の支払いを遅延し、 銀行からの書面により督促しても、督促期限日ま でに利息金支払相当額を支払わなかったとき。
 - ②保証会社から保証の中止、または解約の申出があったとき。
 - ③借主が支払を停止したとき。
 - ④<u>借主が</u>手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑤<u>借主について</u>破産手続開始、民事再生手続開始、その他これらに類似する法的整理の申立があったとき。
 - ⑥相続の開始があったとき。
 - ⑦借主の 預金その他の銀行に対する債権について仮 差押、保全差押、または差押の命令、通知が発 送されたとき。
 - ⑧借主が住所変更の届出を怠り、銀行から借主にあてた通知が届出の住所に到達しなくなるなど、借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明になったとき。
- 2.次の各号の事由が一つにでも該当した場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務 全額についての期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - ①<u>借主が</u>銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - ②借主がこの規定に違反したとき。
 - ③この契約の申込手続その他この契約を申し込むにあたり虚偽があったとき。
 - ④前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が 生じるなど元利金(損害金を含む)の返済ができ なくなる相当の事由が生じたとき。
- 3.住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由により、前項の請求が延着しまたは到達しなかっ

ます。

【省略】

第11条 (期限前の全額返済義務)

- 1.借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について当然 には、借主はこの契約による債務全額について当然 に対して、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
- ① 第7条 に定める貸越金利息の支払いを遅延し、銀行から書面により督促しても、督促期限日までに利息金支払相当額を支払わなかったとき。
- ②保証会社から保証の中止、または解約の申出があったとき。
- ③支払を停止したとき。
- ④手形交換所または電子債権記録機関の取引停止 処分を受けたとき。
- ⑤破産手続開始、民事再生手続開始、その他これら に類似する法的整理の申立があったとき。

【削除】

- ⑥預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保 全差押、または差押の命令、通知が発送されたとき。
- ⑦住所変更の届出を怠り、銀行から借主にあてた通知が届出の住所に到達しなくなるなど、借主の責めに帰すべき事由によって<u>所在が不明となったことを銀行が</u>知ったとき。
- 2.<u>借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合</u> <u>には</u>、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額についての期限の利益を失い、直ちにこの 契約による債務全額を返済するものとします。
- ①銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
- ②この規定に違反したとき。
- ③この契約の申込手続その他この契約を申し込むにあたり虚偽があったとき。
- ④前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
- 3.前2項の場合において、借主が住所変更の届出を 怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないな ど、借主の責めに帰すべき事由により請求が延着しま

た場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

第11条(反社会的勢力の排除)

第12条(減額・中止・解約等)

1.第 10 条および<u>第 11 条</u>の各項の事由があるとき、 金融情勢の著しい変化があるとき、その他相当の事 由があるときは、銀行はいつでも極度額を減額し、貸 越を中止し、またはこの契約を解除することができま す。

2. 借主はいつでもこの契約を解除することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により銀行に通知します。

【追加】

3. 前各項により、この契約が解約された場合、借主は直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。また極度額を減額された場合には、借主は、減額後の極度額を超える金額を直ちに支払うものとします。 【追加】

【追加】

第13条(銀行からの相殺)

第14条(借主からの相殺)

第15条(債務の返済等にあてる順序)

第16条(代り証書等の差し入れ)

第17条(印鑑照合)

第18条(費用の負担)

第19条 (諸費用の引落し)

たは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなし、期限の利益が失われたものとします。

第12条(反社会的勢力の排除)

第13条(減額・中止・解約等)

- 1. 第 11 条第 1 項もしくは第 2 項の各号のいずれか一つの事由が生じたとき、借主が暴力団員等もしくは第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当したとき、第 12 条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、または第 12 条第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき、金融情勢の著しい変化があるとき、その他相当の事由があるときは、銀行はいつでも極度額を減額し、当座貸越を中止し、または本取引を解約することができるものとします。
- 2.借主はいつでもこの契約を解除することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により銀行に通知します。
- 3.返済用預金口座を解約する場合には、本取引は当然終了するものとします。
- 4.本取引が終了し、または解約された場合、借主は直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。また極度額を減額された場合には、借主は、減額後の極度額を超える金額を直ちに支払うものとします。
- 5. 借主が死亡し、本契約に基づく貸越金利息等を 含む貸越残高がない場合は、相続人の了解および 通知することなしに解約できるものとします。
- 6. 本取引が終了しまたは解約された場合には、ローン 口座は自動的に解約されるものとし、借主は、専用カードを銀行に返却または銀行が認める方法により専用カードを破棄するものとします。

第14条 (銀行からの相殺)

第15条(借主からの相殺)

第16条(債務の返済等にあてる順序)

第17条(代り証書等の差し入れ)

第18条(印鑑照合)

第19条(費用の負担)

第20条(諸費用の引落し)

第20条(届出事項)

【追加】

第21条(報告および調査)

第22条(管理回収の委託)

第23条(合意の管轄)

この取引に関して訴訟の必要が生した場合には、銀行 の本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管 轄裁判所とすることに合意するものとします。

第24条(契約内容の変更)

この契約の内容を変更する場合には、あらかじめその内容および変更日を銀行の本支店に掲示するものとし、変更日以降は変更内容によりこの取引を履行するものします。

第21条(届出事項)

第22条 (成年後見人等の届出)

次の各号の事由が生じた場合には、借主、補助人、保 佐人または後見人は、直ちに書面等により、その旨を銀 行に届け出るものとします。

- ①借主について、家庭裁判所の審判により、補助・保 佐・後見が開始されたとき。
- ②借主の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたとき。
- ③家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任されたとき。
- ④前各号に掲げる届出事項に取消または変更が生じたとき。

第23条(報告および調査)

第24条(管理回収の委託)

第25条(準拠法・合意管轄)

この契約およびこの契約に基づく借主と銀行の間の諸取引の契約準拠法を日本法とします。本取引に関して訴訟の必要が生した場合には、銀行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第26条(契約の変更)

- 1.本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況 の変化その他相当の事由があると認められる場合に は、銀行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当 の方法で周知することにより、変更できるものとしま す。
- 2.第1項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。